

〔調査票の記入方法〕

- (1) たな卸資産欄には、
「翌期以降、販売、生産等のために使用することを目的として保有されるもの」について記載願います。
(たな卸を行っている法人のみが対象です。記載に当たっては下記の表をご参考に、貸借対照表等を参照願います。)

たな卸資産欄に記入するもの

- 商品及び製品（製品在庫、流通品在庫）
- 仕掛品及び半製品（仕掛品在庫）
※仕掛工事中の船舶や車両等の移動性償却資産及び重機械器具を含む。
- 原材料及び貯蔵品（原材料在庫）
※生産、販売、管理等のために消費される原材料や消耗工具、備品、事務用品、荷造・包装用品等が対象です。

ただし、これらのうちで下欄 1～4 に該当するものは、
たな卸資産から除いてください。

たな卸資産欄から除くもの

- 建設業における他からの受注による仕掛工事高及び完成工事高
- 建設仮勘定(船舶、車両等の移動性償却資産及び重機械器具)における他からの受注による完成工事高
- 金融保険業における有価証券保有高及び譲受した債権
- 不動産業における転売（販売）用土地及び建物

- (2)有形固定資産には、
「取得単価 20 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の事業用の建物、車、設備機械、備品等」について記載願います。

表 2 を参考にして、令和 7 年度に**新たに取得した**
有形固定資産の合計金額をご記入願います。

※建設仮勘定の科目を設けていない法人については、
表 2 で該当する部分の令和 7 年度に**新たに取得した**
帳簿上の実施額をご記入願います。

法人番号は国土交通省北海道開発局がこの調査のために付番した最大 4 桁の番号です。
国税庁が指定する 13 桁の「法人番号」ではありません。

＜連絡先＞
〒

開発設備工事(株)
(経理ご担当者様) 法人番号

北海道法人企業投資状況調査票

統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査 ※提出いただいた調査票は、統計法に定められた目的以外には使用しませんので、正確にご記入いただき、令和8年9月30日までに返送願います。

インターネット(政府統計オンライン調査総合窓口)による回答が便利です。

I. 「政府統計オンライン調査総合窓口」にアクセス ◆URL⇒<https://www.e-survey.go.jp> ◆QRコード⇒

II. 「ログイン画面へ」ボタンを押下

III. 「政府統計コード」項目内の「調査名から選択する場合はこちら」をクリックし、表示される一覧から下記を選択
「国土交通省」、「北海道法人企業投資状況調査」
※選択すると自動的に政府統計コードが入力されます。

IV. 調査対象者IDと初期パスワードを入力

◆操作方法の詳細は、下記北海道開発局のホームページに掲載されている「オンライン調査利用ガイド」、「電子調査票の回答方法」をご参照願います。
※インターネットを利用してご回答いただいた場合は、調査票の返送は不要です。

①登記上の法人の名称	開発工事(株) 霞ヶ関	
②本社所在地	東京都千代田区虎ノ門1丁目3-2 開発ビル5F	
③資本金等の額 (令和8年3月31日現在)	千億 百億 十億 億 千万 百万 [][][][] , [][] 2 [] 0 百万円 (百万円未満四捨五入)	法人番号 [][][] [][][]
④北海道内における主要業種	総合工事業 設備工事業	
⑤記入者の所属する事業所の所在地	(〒 060-8511) 北海道札幌市北区北8条西2丁目	
⑥事業所名及び所属部課名	札幌支店 総務部 経理課	
⑦電話番号	市外局番 011-709-2311	⑧記入者氏名 開発 太郎
(1)北海道内におけるたな卸資産		(3)北海道内における減価償却実施額(減少分を含む)
令和7年度末帳簿価額 千億 百億 十億 億 千万 百万 [][][][] , [][] 2 [] 9 [] 4 百万円 令和6年度末帳簿価額 千億 百億 十億 億 千万 百万 [][][][] , [][] 2 [] 4 [] 3 百万円		令和7年度実施額 千億 百億 十億 億 千万 百万 [][][][] , [][] [] 1 [] 3 百万円
(2)北海道内における有形固定資産 ※土地及び中古資産の購入費、住宅建設費は除く 令和7年度新規取得額 千億 百億 十億 億 千万 百万 [][][][] , [][] [] 4 [] 0 百万円		※記入不要 01法人番号 [][][][] 06法人区分 [][] 08産業区分 [][] 10規模 [][] 【問合せ先】 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 経理第1合同庁舎 国土交通省 北海道開発局 総務部 開発計画課 計画総括推進スタッフ TEL 011(709)2311(内線5414) 【北海道開発局ホームページ】 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikaku/ud49g7000000ipks.htm ※上記URL、左記QRコードから「オンライン調査利用ガイド」や「電子調査票の回答方法」等を掲載している「北海道法人企業投資状況調査」のページを開覧できます。

《注意事項》

- 記入に当たっては、別添の【調査票の記入について】を参照願います。
- (1)～(3)の記入欄に該当がない場合は、百万の位に0をご記入願います。
＜記入例＞ [][][] , [][] 0 百万円
- (1)～(3)の記入欄は百万円未満四捨五入・消費税込みでご記入願います。
- 税別経理をされている法人は(1)～(3)の該当する欄右上に **〔抜〕** とご記入願います。

ご協力ありがとうございました。

①、②に法人の名称及び本社の所在地をご記入願います。
なお、①、②がプリント済の場合で、誤りや変更がある場合は、お手数ですが、その上段に正しい名称及び所在地をご記入願います。

③は令和8年3月31日現在の資本金等の額をご記入願います。

※医療法人で資本金がない場合は基金、社会福祉法人や学校法人の場合は基本金、宗教法人の場合は基本財産の額、その他の公益法人やNPO法人の場合は正味財産の額など該当する場合のみご記入願います。

「④北海道内における主要業種」には、「経済センサス」の情報に基づく日本標準産業分類（中分類）にてプレプリントしておりますが、北海道内における主要業種が異なる場合など、必要に応じて修正・補足説明等をして下さい。
(不都合がなければ修正・補足説明は不要です)

※業種については、「表3 道内における主要業種表」を掲載しておりますので、参考にご記入願います。

※業種が複数にまたがる場合は、売上高・出荷額等の大きい業種を記載願います。

⑤～⑧は記入される方の事業所所在地、事業所所属部課名、電話番号（市外局番から）及び記入者名をご記入願います。なお、⑤が②と同じである場合は、「同上」などと記載していただいて構いません。

(3)北海道内における減価償却実施額については、表2の「(2)欄の対象となるもの」の1～8及び11について、令和7年度実施額を次のとおりご記入願います。

令和7年度末の減価償却費の合計
(中古品を除く。)

+

令和7年度中に減失、除却、減損損失計上等により資産勘定から除去した額の合計
(中古品やスクラップの純販売額を除く。)

《注意事項》4. 記載のとおり、
税抜き経理をしている場合は、
(1)～(3)の各欄右上に **〔抜〕** と記載